

政策目標4 安全、快適な基盤づくり/政策7 災害や危機への備えの強化

政策分野25 生活・安全

目指す姿

交通安全、防犯、市民相談体制などが充実し、適切かつ迅速な対応により、安全で安心に生活できるまち

施策

施策番号	名称	関連するSDGs17のゴール
施策の内容		
施策1	交通・防犯体制の充実	  
	警察や学校などの関係機関や団体などとの連携により、市民一人ひとりの交通ルール遵守による交通安全意識の高揚や生活道路における交通安全の確保、地域における防犯意識の高揚に努めます。	
施策2	市民相談・消費者保護の充実	  
	市民が消費生活において適切な判断ができ、被害にあわないよう、被害事例などの情報提供や被害防止の啓発などに取り組みます。また、複雑多様化する各種相談について、関係団体等と連携し、適切かつ迅速に対応します。	

1 政策分野の進捗状況

重要業績評価指標の達成状況

指標名					単位	説明又は計算式
1	交通事故発生件数（年間）				件	交通安全白書（会津若松警察署発行） 1月1日から12月31日までの1年間の件数
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	335	325	315	305	交通安全対策を推進することで目標を達成しているが、交通事故が増加傾向にあり、特に子どもと高齢者の被害が多いことから、事故の特徴を捉えた交通安全対策について、警察や学校などの関係機関・団体等と連携し、実施していく。
	実績	131	179	-	-	
	達成率	255.8%	181.6%	-	-	
2	犯罪発生（刑法犯認知）件数				件	生活安全白書（会津若松警察署発行） 1月1日から12月31日までの1年間の件数
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	830	820	810	800	警察をはじめとする関係機関と連携を図り防犯活動を推進することで目標を達成しているが、刑法犯が増加傾向にあり、特に窃盗犯の増加が顕著であることから、自主防犯意識の高揚に向けた広報活動等、引き続き警察などの関係機関・団体と連携した防犯活動を実施していく。
	実績	590	685	-	-	
	達成率	140.7%	119.7%	-	-	
3	消費者講座及び学習会参加者数					消費者講座及び学習会参加者数の延べ人数
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	500	500	500	500	学校からの依頼が減少したが、市消費者安全確保地域協議会の設置による意識の向上により、関係団体からの出前講座依頼が増加傾向にある。参加者数の確保に向けて、引き続き、関係団体等と連携しながら取り組んでいく。
	実績	378	238	516	-	
	達成率	76%	48%	103%	-	

2 施策の評価

施策 1	交通・防犯体制の充実
主な取組状況と成果	【1】交通安全対策の推進 ・令和3年度～令和7年度までの5年間に講ずべき交通安全対策全般にわたる総合的施策の大纲として「第11次会津若松市交通安全計画」を策定した。 ・交通関係団体等で組織される交通対策協議会が実施する交通安全啓発や交通安全教室等の活動を、負担金の交付等により支援した。 ・関係機関・団体等と連携し、交通事故現場や交通事故多発箇所の現場検証を行うとともに、町内会や学校等からの交通環境改善要望への対応に努めた。 ・小学校の通学路における朝の立しよ活動を通して、児童・生徒の安全確保と交通安全指導に努めた。 ・関係機関等と連携を図り、高齢運転者の事故防止の取り組みとして、「高齢者を交通事故から守る日」と定めた啓発活動や高校生を対象とした自転車マナーアップ街頭啓発を実施した。 【2】防犯対策の推進 ・関係機関・団体等と連携し、自転車盗難防止の啓発を実施した。 ・夜間の防犯対策として、町内会が設置・管理する防犯灯の設置費用や電気料に対し補助金交付による支援を行った。 ・町内会等からの要望を受け、町内会の区域外で防犯上危険な箇所に公設防犯灯を設置した。（令和6年度 6灯新設） ・市営の会津若松駅前駐輪場及び西若松駅前駐輪場に防犯対策として、防犯カメラを設置した。 ・官民一体となった取り組みにより、本市から暴力団事務所は全て撤去され、現在も存在していない。 ・教育機関と連携し、小中学校における暴排教育の取組を推進している。 ・市民及び事業者の暴力団排除意識の高揚を図るため、平成4年度より毎年、暴力追放市民大会を開催している。（県民大会は4年毎に本市で開催される。） ・令和6年度に町内会向けの防犯カメラ設置運用ガイドラインを作成した。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】交通安全対策の推進 ・第11次交通安全計画の期間が、令和7年度までとなっているため、これまでの取組検証や関係機関等からの意見聴取などを踏まえ、次期交通安全計画の策定を進める。 ・交通安全思想の普及徹底や意識の高揚を図るため、交通対策協議会が実施する交通安全啓発や交通安全教室等の活動を負担金等で支援する。 ・交通事故発生件数はR6は179件（前年比+48件）と大幅に増加しており、特に高齢運転者の占める割合が約30%で推移していることから、引き続き高齢者向け交通安全対策を実施する。 ・高齢者が交通事故の加害者や被害者とならないよう、高齢者向けの交通安全教室を充実するとともに、高齢運転者に対するサポカー（安全運転支援装置）の普及を促進する。 ・子どもの交通事故防止のため、家庭からの交通安全教育を推進する。 ・高校生のヘルメット着用率が低いため、高校生を対象とした街頭啓発の他、市内の高等学校と連携し効果的な啓発活動を推進する。 ・駐輪場内における自転車の放置及び盗難が課題であることから、年2回の放置自転車の撤去及び定期的な場内の整理・清掃を実施するとともに、警察と連携して盗難防止の看板を設置するなど、安全な利用環境に努める。 ・交通事故防止のため、町内会等からの交通環境改善要望への対応や、通学路合同点検等の実施などにより、危険箇所等の交通環境の実態を把握し関係機関と連携し交通環境の改善に努める。 ・放置自転車や自転車盗難の防止ため、市駅前駐輪場等を適正な管理に努める。 ・子ども、高齢者、障がい者等の交通弱者が交通事故に遭わないようするため、交通安全教室の充実に向け、研修会等の実施により交通教育専門員の資質向上を図る。 ・交通教育専門員の高齢化に加え後継者不足もあり、運用基準の見直しに向け関係機関等と情報共有を図りながら早期の後任確保に努める。 【2】防犯対策の推進 ・刑法犯認知件数は増加傾向にあり、そのうち、自転車盗などの窃盗犯が7割以上を占めていることから、関係機関・団体等と連携し、自転車利用者を対象とした街頭啓発の際に、チラシの配布や呼びかけによるツーロック啓発活動等の防犯対策を実施する。 ・刑法犯罪の抑止や住民の防犯意識を高めるため、防犯カメラは有効な手段であることから、ガイドラインの周知を図るとともに、その支援について検討を進める。 ・夜間における犯罪の発生防止と地域の安全を確保するため、町内会が維持管理する防犯灯のLED化率が現在約80%であることから、100%を目指し、町内会に対し補助制度等の更なる周知を図る。 ・町内会の区域外の通学路における安全を確保するため、地区要望や地域の実情に配慮し、公設防犯灯の整備を公正かつ計画的に推進していく。 ・児童・生徒があらゆる暴力行為の被害に遭わないよう、教育機関と連携し、暴排教育の取組を推進する。

施策2	市民相談・消費者保護の充実
主な取組状況と成果	【1】消費者保護の推進 ・平成23年度に消費生活センターを設置。消費生活相談員を配置し、相談体制を整備した。 ・消費生活講座や出前講座の実施等により、消費の知識の習得・啓発事業の推進に努めた。 ・多重債務者対策庁内連絡会議等を開催し、庁内や警察と情報交換、相談体制の再確認等を行い、連携を強化している。 ・令和3年度には、広域的対応として磐梯町と猪苗代町の相談を本市にて取り扱うこととした。 ・人権や気象変動などの課題解決に繋がる消費行動の啓発のため、人や社会・環境に配慮した「エシカル消費」講座を開催した。 ・令和7年9月に高齢者や障がいのある方、若年層等の消費者被害の未然防止や拡大防止を図るため、市消費者安全確保地域協議会を設立した。 【2】市民相談体制の充実 ・無料法律相談や各種団体の協力による専門相談会を定期的に開催し、市民の不安解消に努めている。 【3】人権が侵害されることのない社会づくり ・女性相談員2名を配置して相談体制の充実・強化を図ることにより、離婚やDV等の複雑な相談内容への早期支援に努めてきた。 ・不当な差別、偏見等の相談について、チラシ等による差別解消の啓発と人権相談窓口の周知を行ってきた。 ・また、犯罪被害者等支援窓口を活用し、県・警察等の関係機関と連携を図り、必要な支援を行うため、令和5年4月から犯罪被害者等見舞金制度を導入した。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】消費者保護の推進 ・消費者を取り巻く状況は日々変化し、相談内容も複雑多様化していることから、消費生活相談員の専門知識の習得や交渉力の向上のため、各種研修へ積極的に参加し相談体制の充実を図る。また、国が示す令和8年度からの新システム導入に合わせた準備を進めていく。 ・消費者被害の未然防止を図るため、相談内容の最新事例や傾向を踏まえた出前講座や相談窓口、市公式SNS等を活用した情報提供に努めるとともに、「エシカル消費」の啓発により、安全で安心な消費活動につなげていく。 ・なりすまし詐欺対策として、警察との情報共有・情報発信等の連携を今後もより一層強化しながら、被害防止につなげていく。特に、増加傾向にある高齢者等の被害防止のため設立した、市消費者安全確保地域協議会において、関係機関との情報交換や見守り活動を実施しながら、地域における見守り体制を強化していく。 ・成年年齢引き下げによる悪質商法の被害が懸念されることから、若年者に対しては、複雑・巧妙化しているインターネットでの契約等をきっかけとした被害を未然に防ぐため、教育機関と連携し、学校に対する出前講座や市の公式SNS等を活用した啓発を強化していく。 【2】市民相談体制の充実 ・市民から寄せられる相談内容は、相続や金銭、不動産など多岐にわたり、市民相談実施の必要性が高いことから、引き続き相談、支援体制の充実を図る必要がある。 ・定期的に開催している専門相談については、市民が専門家に相談できる身近な窓口であり、相談機会の充実に向けて、弁護士会や社会福祉協議会等との情報共有、連携に努めていく。また、一部の相談会については協力団体の負担なども考慮しながら実施体制の見直しを検討していく。 ・市政だより等による情報発信を継続し、専門相談を広く周知するとともに、市民からの問合せに応じた相談窓口について、個別に情報提供していく。 【3】人権が侵害されることのない社会づくり ・女性相談のニーズは高い傾向にあり、相談内容もDVや離婚、経済問題、住宅問題、職業問題等、多岐にわたり複雑化していることから、相談者のニーズに応じた支援ができるよう、相談員の研修参加等による資質向上を行うとともに、関係機関との連携と支援体制の強化を図る。 ・市政だよりへの記事掲載やDV防止街頭啓発キャンペーン等を通して、相談窓口の周知活動を実施することにより、DV等の問題に対し、早期支援が図られるよう努めていく。 ・人権問題は、不当な差別や偏見等による人権侵害など、年々、複雑多様化しているため、「人権の花」運動等の啓発事業を継続実施しながら、理解促進に努めていく。また、人権相談は法務局が窓口となって無料相談会や電話相談を実施しており、関係団体や庁内関係部局等と連携しながら、市政だよりや市ホームページを活用し、差別解消の啓発や人権相談窓口の周知に取り組んでいく。 ・犯罪被害者支援については、その周囲の方々や市民の理解や配慮が重要であり、市政だよりやSNS等による情報発信、警察との街頭啓発、県等が行う被害者を社会全体で支えるための取組と連携しながら、市民の意識醸成に努めていく。

3 関連する政策分野と事務事業

政策分野	事務事業名	担当部・課名
4-1	通学路安全推進事業	教育委員会・学校教育課
4-2	青少年健全育成事業	教育委員会・教育総務課
30-2	市道舗装整備事業・道路維持修繕事業	建設部・道路課

4 第7次総合計画の期中総括

○主な成果

【施策1 交通・防犯体制の充実】

・交通安全対策の推進では、警察や学校などの関係機関・団体等との連携のもと、交通安全運動期間を中心に交通安全意識の高揚を図る啓発活動や町内会等からの交通安全要望に対する交通環境改善への対応をはじめ、交通教育専門員による朝の立しや活動及び交通安全教室への講師派遣等、交通事故発生防止に向けた取り組みを行った。

・防犯対策の推進では、警察などの関係機関・団体等との連携のもと、街頭啓発や学校における防犯教育の推進及び町内会への防犯灯設置補助による夜間の犯罪抑制等の取り組みを行った。

・関係機関・団体等と連携した継続的な取組により、交通事故発生件数及び犯罪発生件数の目標値は達成している。

【施策2 市民相談・消費者保護の充実】

・平成23年度に消費生活センターを設置し、消費生活相談員の専門知識の習得に努めながら、消費生活講座や出前講座の実施、また市の広報手段やパンフレット等を活用したトラブル防止の啓発を行い、消費者の安全・安心の確保と生活相談体制の整備・強化を図った。

・無料法律相談や各種団体の協力による専門相談会を定期的に開催し、市民の不安解消に寄与することができた。

○課題

【施策1 交通・防犯体制の充実】

・交通事故件数が増加傾向にあり、警察署等と連携した交通事故防止対策が必要である。

・交通事故の被害者は、子どもや高齢の歩行者が多くを占めることから、対象者に適した交通安全教育や自動車運転者に対する継続的な啓発活動が必要である。

・市内高校生のヘルメット着用率が低調なことから、警察や市内高等学校と連携してヘルメット着用率を上げる取組が必要である。

・交通事故の約3割は高齢運転者が占め、その中でも自動車ペダルの踏み間違いは、死傷者が発生しやすい多重衝突事故となる可能性が高い。こうした事故を未然に防ぐためには、高齢運転者を対象とした交通安全教室や安全運転支援装置の推進などが必要である。

・交通教育専門員の成り手不足や高齢化が深刻な状況であるため、募集周知の強化や運用基準の見直しが必要である。

・刑法犯認知件数が増加しており、特に窃盗犯の増加が顕著であることから、警察など関係機関・団体と連携した啓発活動や地域住民による防犯対策の推進が必要である。

【施策2 市民相談・消費者保護の充実】

・情報通信技術の高度化や高齢化などの社会情勢の変化に伴い、消費者相談もそうした傾向に対応していくことが求められている。引き続き消費生活相談員の専門知識の習得や交渉力の向上を図るとともに、消費者被害の未然防止のため、出前講座の充実や市政だよりや市公式SNS等を活用し、消費者教育と情報提供を行い、消費者保護の取組を進めていく必要がある。

・市民から寄せられる相談内容は、相続や金銭、不動産など多岐にわたり複雑多様化しており、引き続き、相談機会の充実に向けて、弁護士会や社会福祉協議会等との情報共有及び連携に努めていく必要がある。

5 最終評価

政策分野25「生活・安全」の推進にあたっては、交通事故発生防止に向けた取組を継続し、警察や学校などの関係機関・団体等と連携した啓発活動や地域住民による防犯対策を推進していく。また、市民から寄せられる消費生活にかかる相談については、相談内容が複雑・多様化していることから、引き続き、相談機会の充実に向け、弁護士会や社会福祉協議会等との情報共有及び連携に努めていく。

6 事務事業一覧

番号	ロジック モデル	主要 事業	人口減 少対策 ※	SDGs ターゲ ット	事務事業名	次年度 方針	担当部・課
施策1 交通・防犯体制の充実							
1	◎		基本目標3	16.1	交通安全推進事業（安全運転支援装置設置補助金）	新規	市民部・危機管理課
2		◎	基本目標3	3.6	交通対策事業	継続	市民部・危機管理課
3			基本目標3	3.6	交通安全推進事業	継続	市民部・危機管理課
4				3.6	交通教育専門員事業	継続	市民部・危機管理課
5	◎		基本目標3	16.1	防犯カメラ設置等補助事業	新規	市民部・危機管理課
6		◎	基本目標3	16.1	防犯灯設置等補助事業	継続	市民部・危機管理課
7				16.1	暴力追放事業	継続	市民部・危機管理課
施策2 市民相談・消費者保護の充実							
1		◎	基本目標2	12.8	消費者保護	継続	市民部・市民協働課
2		◎		12.8	市民相談（無料法律相談等）	継続	市民部・市民協働課
3		◎			女性福祉相談室相談業務	継続	健康福祉部・こども家庭課
4				16.1	人権啓発事業	継続	市民部・市民協働課
5				16.1	犯罪被害者等支援事業（遺族見舞金支給等）	継続	市民部・市民協働課

※人口減少対策に資する事業として、「第3期 会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標に位置付けた取組を記載しています。

基本目標1 既存産業・資源を活用した魅力的なしごとづくり

基本目標2 地域の個性を活かした新たな人の流れの創出

基本目標3 生活の利便性を実感できる安全・安心なまちづくり

基本目標4 結婚・出産・子育て支援と教育環境の整備

施策1 交通・防犯体制の充実					
1	事業名	交通安全推進事業（安全運転支援装置設置補助金）		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・危機管理課		次年度方針	新規
	概要 (目的・内容)	高齢運転者の交通事故防止対策として、自動車の安全運転支援装置の設置費用の一部を補助することで、アクセルとブレーキの踏み間違いによる高齢運転者の交通事故を減らし、もって交通安全を確保する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	-	500
			所要一般財源	-	500
			概算人件費	-	485
	取組状況と 成果	-			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	-			
2	事業名	交通安全対策事業（会津若松市交通対策協議会）		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・危機管理課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	会津若松市交通対策協議会に負担金を交付し、協議会の活動を通して、市内における交通安全確保並びに、円滑かつ快適な交通環境を確立するため、市交通安全計画に基づき、関係機関及び団体等と連携した交通安全施策の実施に努める。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	150	150
			所要一般財源	150	150
			概算人件費	2,545	2,545
	取組状況と 成果	・交通対策協議会の事業として、市民大会、新入学児童・生徒及び保護者を対象とした啓発活動、偶数月の15日を「高齢者を交通事故から守る日」と定めた啓発活動、高校生を対象とした自転車マナーアップ街頭啓発を実施した。 ・交通対策協議会として、関係機関・団体等が実施した啓発活動等への参加や啓発品の提供などを通し、交通安全意識の向上に努めた。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・交通安全思想の普及徹底や意識の高揚を図るため、交通対策協議会が実施する交通安全啓発や交通安全教室等の活動を負担金等で支援する。 ・高齢者が交通事故の加害者や被害者とならないよう、高齢者向けの交通安全教室を充実するとともに、高齢運転者に対するサポカー(安全運転支援装置)の普及を促進する。 ・子どもの交通事故防止のため、家庭からの交通安全教育を推進する。 ・高校生のヘルメット着用率が低いこと、高校生を対象とした街頭啓発の他、市内の高等学校と連携し効果的な啓発活動を推進する。			

3	事業名	交通安全推進事業		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・危機管理課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	交通安全を推進するため、会津若松地区交通安全協会、会津若松市交通安全母の会連合会の活動を支援するとともに、交通安全運動期間を中心に啓発活動を行い、交通安全意識の高揚と交通事故発生件数の減少を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	1,095	1,095
			所要一般財源	1,095	1,095
			概算人件費	2,949	2,949
	取組状況と成果	・本市の交通安全対策の共有する指針として、「第11次会津若松市交通安全計画」を策定した。 ・関係機関・団体等と連携し、町内会等からの交通環境改善要望への対応に努めた。(令和6年度要望件数 町内会：12件、その他：15件) ・関係機関・団体等と連携し、交通事故現場や危険箇所の現場検証を実施した。 ・駐輪場の管理運営を行い、自転車利用者の利便性の向上に努めた。(市内8箇所) ・福島県市民交通災害共済の周知に努め、市民の加入促進を図り、被災者への見舞金等の支払いを行った。			
	課題認識と今後の方針・改善点	・交通事故発生件数が、R6は179件(前年比+48件)と大幅に増加しており、特に高齢運転者の占める割合が約30%で推移していることから、引き続き高齢者向け交通安全対策を実施する。 ・駐輪場内における自転車の放置及び盗難が課題であることから、年2回の放置自転車の撤去及び定期的な場内の整理・清掃を実施するとともに、警察と連携して盗難防止の看板を設置するなど、安全な利用環境に努める。 ・第11次交通安全計画の期間が、令和7年度までとなっているため、これまでの取組検証や関係機関等からの意見聴取などを踏まえ、次期交通安全計画の策定を進める。			
4	事業名	交通安全教育専門員事業		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・危機管理課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	交通安全教育専門員を交通安全教室に講師として派遣し、交通安全思想の普及を図る。 また、市内の通学路において、朝の立しよう活動を通して、交通安全指導による交通事故防止対策に努める。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	4,105	4,105
			所要一般財源	4,105	4,105
			概算人件費	4,700	4,700
	取組状況と成果	・高齢者関係団体、幼稚園、小学校、町内会等が開催する交通安全教室へ交通安全教育専門員を講師として派遣した。(令和6年度受講者数：5,497人 前年比253人減、派遣した施設数：60施設 前年比4施設増) ・小学校の通学路における朝の立しよう活動を通して、児童・生徒の安全確保と交通安全指導に努めた。 ・関係機関等と連携を図り、高齢者の交通事故防止対策や自転車マナーアップ等の啓発活動を行った。			
	課題認識と今後の方針・改善点	・子ども、高齢者、障がい者等の交通弱者が交通事故に遭わないようするため、交通安全教室の充実に向け、研修会等の実施により交通安全教育専門員の資質向上を図る。 ・交通安全教育専門員の高齢化に加え後継者不足もあり、運用基準の見直しに向け関係機関等と情報共有を図りながら早期の後任確保に努める。 ・小学校の通学路における朝の立しよう活動を通して、児童・生徒の安全確保と交通安全指導に努める。			
5	事業名	防犯カメラ設置等補助事業		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・危機管理課		次年度方針	新規
	概要 (目的・内容)	町内会が設置する防犯カメラの設置費用の一部を補助することにより、身近で起こる犯罪の発生防止と地域の安全を確保する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	2,100	2,100
			所要一般財源	2,100	2,100
			概算人件費	464	464
	取組状況と成果	-			
	課題認識と今後の方針・改善点	-			

6	事業名	防犯灯設置等事業		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・危機管理課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	町内会で設置する防犯灯について、設置工事費及び電気料金の一部を補助することにより、夜間における犯罪の発生防止と地域の安全を確保する。 また、町内会区域外の通学路等を対象に公設防犯灯を設置し、維持管理する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	21,950	21,950
			所要一般財源	21,950	21,950
			概算人件費	4,133	4,133
6	取組状況と成果	・令和6年度の町内会への補助状況（設置補助：344灯（前年比-232灯）、電気料補助：11,762灯（前年比+74灯）） ・町内会が維持管理する防犯灯のLED化率：約80%（令和7年3月末時点） ・町内会からの要望で設置した公設防犯灯件数（令和4年度：3灯、令和5年度：3灯、令和6年度：6灯） ・公設防犯灯（314灯）のLED化率：100%（令和4年度にLED化されていなかった137灯すべてをLED灯へ交換）			
	課題認識と今後の方針・改善点	・夜間における犯罪の発生防止と地域の安全を確保するため、町内会が維持管理する防犯灯のLED化率が現在約80%であることから、100%を目指し、町内会に対し補助制度等の更なる周知を図る。 ・町内会区域外の通学路における安全を確保するため、地区要望や地域の実情に配慮し、公設防犯灯の整備を計画的に推進していく。			
7	事業名	暴力追放事業		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・危機管理課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	あらゆる暴力行為を根絶し平和で住みよいまちづくりを実現するため、暴力追放会津若松市民会議に負担金を交付し、市民会議の事業を支援する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	50	50
			所要一般財源	50	50
			概算人件費	1,391	1,391
	取組状況と成果	・暴力追放都市宣言（平成14年11月22日） ・会津若松市暴力団排除条例施行（平成24年7月1日） ・暴力団事務所は、平成18年10月に東山温泉街、平成21年1月に一箕地区、平成22年5月に門田地区が撤去され、現在、市内には存在していない。 ・平成4年度より毎年、暴力追放市民大会を開催。（県民大会は4年毎に本市で開催） ・令和6年中の会津若松警察署管内における暴力団員の犯罪検挙数（4件（前年比-1件））			
	課題認識と今後の方針・改善点	・現在、市内に暴力団事務所は存在しないものの、暴力団構成員は存在しており、市民が暴力行為や特殊詐欺等に遭わないよう、継続的な注意喚起が必要である。 ・暴力排除意識の普及と高揚を図るため、関係機関・団体等と連携し、市民大会の開催や市政だより・ホームページ等を活用した広報及び啓発活動等を展開していく。 ・児童、生徒があらゆる暴力行為の被害に遭わないよう、教育機関と連携し、暴排教育の取組を推進する。			

施策のロジックモデル（政策の設計図）

施策１ 交通・防犯対策の充実



成果を示す根拠の推移（中期成果）

事業名	項目	R6		R7		R8		R9	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
交通安全対策事業（会津若松市交通対策協議会）	交通事故発生件数（年間）（市内）								
交通安全推進事業		325	179	315		305		163	
交通教育専門員事業									
交通安全推進事業（安全運転支援装置設置補助金）	高齢運転者の交通事故発生件数（市内）	54	54	52		50		30	
防犯灯設置等事業	刑法犯の認知件数（市内）	820	685	810		800		705	
防犯カメラ設置等補助事業									

施策2 市民相談・消費者保護の充実					
1	事業名	消費者保護	法定／自主	自主	
	担当部・課	市民部・市民協働課	次年度方針	継続	
	概要 (目的・内容)	消費生活センターを設置し、消費生活相談員が消費生活に関するトラブルの相談に応じる。自立した消費者としての基礎知識の習得を目指し、消費生活講座や出前講座を実施する。広報や啓発により消費者トラブルの未然防止に努める。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	9,738	13,796
			所要一般財源	7,262	11,567
			概算人件費	8,111	8,111
	取組状況と成果	平成23年度に消費生活センターを設置し、消費生活相談員の専門的知識の習得に努めるなど、消費生活相談体制の整備及び強化を図ってきた。消費生活講座や出前講座の実施、また市の広報手段やパンフレット等を活用した消費者トラブル防止の啓発を行い、消費の知識の習得・啓発事業の推進に努めた。高齢者や障がいのある方、若年層等の消費者被害の未然防止や拡大防止を図るため、市消費者安全確保地域協議会を設立した。			
	課題認識と今後の方針・改善点	相談件数の増加や複雑多様化している相談に対応するため、相談員の増員を検討しながら、専門知識の習得・交渉力の向上を図っていく。また、国が示す令和8年度からの新システム導入に合わせた準備を進めていく。 公式SNSを活用した相談情報の提供やエシカル消費の啓発を進めながら、高齢者等の被害防止を目的とする、市消費者安全確保地域協議会による、地域における見守り体制の強化を図っていく。			
2	事業名	市民相談（無料法律相談等）	法定／自主	自主	
	担当部・課	市民部・市民協働課	次年度方針	継続	
	概要 (目的・内容)	○専門相談 市民からの民事に関する相談等に対し、有資格者による無料の専門相談会を定期開催する。 ○一般相談 市民からの行政や民事に関する相談等に対し、職員が直接対応する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	660	660
			所要一般財源	660	660
			概算人件費	4,635	4,635
	取組状況と成果	次の専門相談会を各種団体の協力により定期的に開催し、市民の不安解消に努めている。 ○無料法律相談（月1回）○無料登記相談（月1回）○宅地建物相談（奇数月） ○行政書士相談（偶数月）○社会保険労務士相談（奇数月） ○特設人権相談（年5回程度、7会場）○行政相談（年6回、3会場）ほか			
	課題認識と今後の方針・改善点	相談内容は、相続や金銭、不動産など多岐にわたっており、市民相談実施の必要性は高い。専門相談については、市民が専門家に相談できる身近な窓口であり、相談機会の充実に向けて、弁護士会や社会福祉協議会等との情報共有や連携に努めていくとともに、市政だよりや市ホームページの充実を図りながら、広く周知していく。また、一部の相談会については協力団体の負担なども考慮しながら、実施体制の見直しを検討していく。			
3	事業名	女性福祉相談室相談業務	法定／自主	法定	
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課	次年度方針	継続	
	概要 (目的・内容)	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づき、市福祉事務所に女性相談支援員を設置し、要保護女子等の発見に努め、相談に応じ、必要な指導等を行っている。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	8,373	8,373
			所要一般財源	5,254	5,254
			概算人件費	557	557
	取組状況と成果	平成23年度より、離婚の増加やDVなどの複雑な相談内容にきめ細かに対応するため、相談員を配置し、専門的な研修に参加するなど、相談員の資質向上を図りながら相談体制の充実を図ってきた。 相談者の事情に応じて、事前予約による勤務時間外の相談にも対応している。 DV防止月間に合わせたDV防止街頭啓発キャンペーンや講演会を実施し、DVへの正しい理解を周知、啓発している。			
	課題認識と今後の方針・改善点	DV被害や離婚相談についての「夫婦間の問題」や、家族内のトラブル、子どもの親権等についての「家族の問題」に係る相談の割合が高い傾向にある。 相談内容も、DVや離婚、経済問題や住宅問題など、多岐にわたり複雑化しているため、早期かつ適切に対応する必要がある。 研修会受講等により、相談員の資質向上を図るとともに、適切な支援策に確実につないでいくために、関係機関との連携と支援体制の強化を行う。			

4	事業名	人権啓発事業		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・市民協働課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	人権啓発活動により、市民の人権尊重思想の普及・高揚を図る。 人権相談や人権啓発活動を担う若松人権擁護委員協議会に対して負担金を交付することで、その活動を支援し、市民の不安解消や理解促進につなげる。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	410	410
			所要一般財源	311	311
			概算人件費	1,043	1,043
	取組状況と成果	人権啓発活動として市立学校3校を毎年選定して取り組む「人権の花」運動等を実施し、市民の人権尊重思想の普及・高揚が図られるよう努めている。 人権相談などを担う若松人権擁護委員協議会に負担金を交付し、その取組を支援している。また、人権相談窓口について、市政だよりや市ホームページを活用して市民に周知を行い、不安解消や理解促進につなげている。			
	課題認識と今後の方針・改善点	人権問題は、不当な差別や偏見等による人権侵害など、複雑多様化しているため、「人権の花」運動の啓発や人権問題に関する市民参加型の事業を、関係団体・庁内関係部局等と連携しながら、継続して実施していく。 人権相談などを担う若松人権擁護委員協議会への負担金を継続して交付しながら、その取組を引き続き支援し、人権擁護委員との連携を強化することで市民の不安解消や人権問題の解決、理解促進につなげていく。			
5	事業名	犯罪被害者等支援事業（遺族見舞金支給等）		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・市民協働課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	犯罪等により被害を受けた方及びそのご家族やご遺族が必要とする情報を提供し、関係機関と連携しながら支援を行う。また、犯罪被害者等に対し、経済的負担の軽減を図るため、遺族見舞金・重傷病見舞金・転居費用助成金を支給する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	1,393	1,393
			所要一般財源	1,393	1,393
			概算人件費	812	812
	取組状況と成果	人権擁護の観点から犯罪被害者等が置かれた状況に理解を深め、県条例に基づき各種支援の充実に向けて取り組んでいる。また、県の県犯罪被害者等見舞金等支給事業補助金交付要綱の制定に伴い、令和5年4月より見舞金等制度を導入した。 また、市民の犯罪被害者支援への意識向上のため、犯罪被害者等遺族講演会を開催した。			
	課題認識と今後の方針・改善点	犯罪被害者等は直接的な被害だけでなく、経済的な問題や誹謗中傷など、様々な問題を抱えている場合が多いことから、支援窓口を活用し、県・警察等の関係機関と連携を図り、必要な支援を行っていく。また、当該事業の制度内容や見舞金支給について、広く周知を行っていく。また、犯罪被害者支援については、その周囲の方々や市民の理解や配慮が重要であり、市政だよりや市公式SNS等による情報発信、警察との街頭啓発、県等が行う被害者を社会全体で支えるための取組と連携しながら、市民の意識醸成に努めていく。			